

豊川市公契約審議会の傍聴に関する取扱い

(趣旨)

第1条 この取扱いは、豊川市公契約条例（平成30年豊川市条例第22号）第14条に規定する豊川市公契約審議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、所定の場所で自己の住所、氏名、年齢等を豊川市公契約審議会傍聴受付票（別記様式）に記入しなければならない。

(入場制限)

第3条 会長は、会議を開催する会場の都合により当該会議を傍聴することができる者の数を制限することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第4条 傍聴人は、会議場内にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を公表しないこと。
- (2) 審議会が必要と認めない限り、写真、映画等の撮影又は録音等をしないこと。
- (3) 前2号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(会長の指示)

第5条 傍聴人は、すべて会長の指示に従わなければならない。

(違反者に対する措置)

第6条 傍聴人が第4条各号に掲げる事項に違反したときは、会長はこれを制止し、その指示に従わないときは、これを退場させるものとする。

附 則

この取扱いは、平成30年10月10日から施行する。